

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項

(平成24年5月18日 告示第694号)

(趣 旨)

第1条 この要項は、熊本県大家畜経営改善支援資金事務取扱要領第2条に規定する大家畜経営改善支援資金、熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領第2条に規定する大家畜・養豚特別支援資金、熊本県自立経営体育成資金事務取扱要領第2条に規定する自立経営体育成資金、熊本県畜産経営維持緊急支援資金事務取扱要領第2条に規定する畜産経営維持緊急支援資金、平成24年7月大水害対策資金融通措置要項第2に規定する平成24年7月大水害対策資金、熊本県畜産経営改善緊急支援資金事務取扱要領第2に規定する畜産経営改善緊急支援資金、熊本県家畜疾病対策経営安定資金融通措置要項第2に規定する熊本県家畜疾病対策経営安定資金、熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金融通措置要項第2に規定する熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金、熊本県みかん価格下落対策経営安定資金融通措置要項第2に規定する熊本県みかん価格下落対策経営安定資金、熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金融通措置要項第2に規定する熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金、平成27年台風被害等対策農業資金融通措置要項第2に規定する平成27年台風被害等対策資金、平成28年熊本地震被害対策農業資金融通措置要項第2に規定する平成28年熊本地震被害対策資金、熊本県畜産経営体質強化支援資金事務取扱要領第2条に規定する畜産経営体質強化支援資金、平成29年台風被害等対策農業資金融通措置要項第2に規定する平成29年台風被害等対策資金、新型コロナウイルス対策農業経営安定資金融通措置要項第2に規定する新型コロナウイルス対策農業経営安定資金、令和2年7月豪雨被害対策農業資金融通措置要項第2に規定する令和2年7月豪雨被害対策農業資金及び熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金事務取扱要領第2条に規定する酪農・肉用牛担い手緊急支援資金(以下「農業制度資金」という。)の利子補給又は利子助成(次条を除き、以下単に「利子補給」という。)に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金は、市町村が農業制度資金を融資する金融機関等又は農業制度資金の借入れを行う者に対して、別表第1に掲げる資金の種類ごとに、貸付実行時に適用された別表第1に定める利子補給率以上の率で助成を行う場合において、当該市町村に対してその助成に要する経費について予算の範囲内で交付する。

2 以下の資金についての前項の適用については、前項中「別表第1に掲げる資金の種類ごとに、貸付実行時に適用された別表第1に定める」とあるのは「貸付実行時に適用された」と読み替えるものとする。

- (1) 大家畜経営改善支援資金
- (2) 自立経営体育成資金
- (3) 畜産経営維持緊急支援資金
- (4) 平成24年7月大水害対策資金
- (5) 畜産経営改善緊急支援資金
- (6) 熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金
- (7) 熊本県みかん価格下落対策経営安定資金
- (8) 熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金
- (9) 平成27年台風被害等対策資金

(補助金の額)

第3条 前条の規定により市町村に交付する補助金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期

間における別表第 1 に掲げる資金の種類ごとに貸付実行時に適用された補助率を融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を 365 日で除して得た額）に乗じて得た額の合計額とする。

ただし、大家畜経営改善支援資金、大家畜・養豚特別支援資金、畜産経営維持緊急支援資金、畜産経営改善緊急支援資金、熊本県家畜疾病対策経営安定資金、畜産経営体質強化支援資金及び酪農・肉用牛担い手緊急支援資金に係る計算期間は、毎年の貸付応答日から翌年の貸付応答日の前日まで（初年度にあっては、貸付実行日から翌年の貸付応答日の前日まで）とする。

- 2 前条第 2 項に掲げる資金については、前項の「別表第 1 に掲げる資金の種類ごとに、貸付実行時に適用された」を「貸付実行時に適用された」と読み替えるものとする。

（補助金の申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 利子補給実績報告書（別記第 2 号様式）

(2) 収支決算書（別記第 3 号様式）

(3) 市町村の利子補給に関する規則等又は市町村と融資機関との間に締結した利子補給契約書の写し

- 2 知事は、前項に規定する書類のほか必要な書類を求めることができる。

- 3 第 1 項の申請書の提出期限は、毎年 2 月 20 日とする。ただし、大家畜経営改善支援資金、大家畜・養豚特別支援資金、畜産経営維持緊急支援資金、畜産経営改善緊急支援資金、熊本県家畜疾病対策経営安定資金、畜産経営体質強化支援資金及び酪農・肉用牛担い手緊急支援資金においては、計算期間の末日の属する年の翌年の 2 月 20 日とする。

（補助金の交付決定）

第 5 条 知事は、前条に規定する書類を受理した場合において、審査のうえ適当と認めたときは、速やかに補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者に対し熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付決定及び確定通知書（別記第 4 号様式）を送付するものとする。

（補助金の請求）

第 6 条 補助金の請求をしようとする市町村長は、熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付請求書（別記第 5 号様式）を知事に提出しなければならない。

（書類記載事項の変更）

第 7 条 この要項により、知事に提出した書類の内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受け、その指示に従わなければならない。

（流用の禁止）

第 8 条 補助金の交付を受けた市町村長は、当該補助金を他の用途に流用してはならない。

（補助金交付の取消し等）

第 9 条 知事は、補助金の交付の決定を受けた市町村長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付を取消し、又は変更することができる。その場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部若しくは一部の返還を期限を定めて、命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第 7 条及び第 8 条の規定に違反したとき。

- 2 知事は、融資機関が熊本県大家畜経営改善支援資金事務取扱要領、熊本県大家畜・養豚特別支援資

金事務取扱要領、熊本県自立経営体育成資金事務取扱要領、熊本県畜産経営維持緊急支援資金事務取扱要領、平成24年7月大水害対策資金融通措置要項、熊本県畜産経営改善緊急支援資金事務取扱要領、熊本県家畜疾病対策経営安定資金融通措置要項、熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金融通措置要項、熊本県みかん価格下落対策経営安定資金融通措置要項、熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金融通措置要項、平成27年台風被害等対策農業資金融通措置要項、平成28年熊本地震被害対策農業資金融通措置要項、熊本県畜産経営体質強化支援資金事務取扱要領、平成29年台風被害等対策農業資金融通措置要項、新型コロナウイルス対策農業経営安定資金融通措置要項、令和2年7月豪雨被害対策農業資金融通措置要項及び熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金事務取扱要領の規定に違反して運用したと認めた場合は、前項の規定に準じ市町村長に対して応分の措置を行う。

(加算金及び延滞金)

- 第10条** 前条の規定による処分に関し、利子補給金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る利子補給金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 市町村長は、利子補給金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができる。

(雑 則)

- 第11条** この要項の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成24年5月7日から施行する。
- 2 熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項(昭和47年熊本県告示835号)は、廃止する。

附 則

この要項は、平成24年9月25日から施行する。

附 則

この要項は、告示の日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、平成26年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、告示の日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、平成27年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、平成27年11月13日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、平成27年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、平成28年2月19日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、平成27年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、平成28年4月28日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、平成28年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、平成28年11月11日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、平成29年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、平成29年10月20日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、平成29年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、平成30年3月20日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、平成29年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、令和2年3月19日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、令和元年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、令和2年8月18日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、令和2年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、令和3年4月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年9月28日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年9月20日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、令和6年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、令和7年6月6日から施行する。

別表第1 （第2条、第3条関係）

資金の種類	利子補給率
1 大家畜・養豚特別支援資金	熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領第5条第1項の算式Aにより算定された割合

2 平成 2 8 年熊本地震被害対策資金	平成 2 8 年熊本地震被害対策農業資金融通措置要項別表 1 (1) 及び別表 1 (2) の市町村利子補給等率の欄に定める率
3 畜産経営体質強化支援資金	熊本県畜産経営体質強化支援資金事務取扱要領第 5 条第 1 項の算式 A により算定された割合
4 熊本県家畜疾病対策経営安定資金	熊本県家畜疾病対策経営安定資金融通措置要項別表 2 の A 欄に定める率
5 平成 2 9 年台風被害等対策資金	平成 2 9 年台風被害対策等農業資金融通措置要項別表 1 (1) 及び別表 1 (2) の市町村利子補給等率の欄に定める率
6 新型コロナウイルス対策農業経営安定資金	新型コロナウイルス対策農業経営安定資金融通措置要項別表 1 の市町村利子補給等率の欄に定める率
7 令和 2 年 7 月豪雨被害対策農業資金	令和 2 年 7 月豪雨被害対策農業資金融通措置要項別表の市町村利子補給等率の欄に定める率
8 酪農・肉用牛担い手緊急支援資金	熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金事務取扱要領第 5 条第 1 項の算式 A により算定された割合

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

年度農業制度資金に対する利子補給事業を実施しましたので、熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項第 4 条の規定により、下記のとおり関係書類添付のうえ補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 利子補給実績報告書
- 2 収支決算書
- 3 （市町村の利子補給に関する規則等）

別記第2号様式(第4条関係)

利子補給実績報告書

1 利子補給実績(資金種別)

(単位:円)

資金種別	期首融資残高 (1月1日) ※1	期末融資残高 (12月31日) ※1	融資平均残高	市町村利子補給額 A	利子補給の内訳	
					県補助額 B	市町村費 C = A - B
合 計						

※1 応当日型の資金(畜産系の資金等)の場合は約定償還日の翌日から(初年度は貸付実行日から)次回約定償還日までの期間とする。

※2 1資金につき、1行で記載すること(1つの資金について複数の行で記載しないこと)

別記第2号様式(第4条関係)

2 利子補給実績(融資機関別)

(単位:円)

融資機関	資金種類別	期首融資残高 (1月1日) ※1	期末融資残高 (12月31日) ※1	融資平均残高	市町村利子補給額 A	利子補給の内訳	
						県補助額 B	市町村費 C = A - B
	小 計						
	小 計						
	小 計						
	小 計						
合 計							

※1 応当日型の資金(畜産系の資金等)の場合は約定償還日の翌日から(初年度は貸付実行日から)次回約定償還日までの期間とする。

※2 残高にはいずれも延滞金を除く。

別記第2号様式(第4条関係)

3 利子補給計算明細書

融資機関名	
資金名	

(単位:円、%)

承認 年度	借入者氏名	期首 融資残高	期中償還額			期末 融資残高	利子補給期間 ※1			日数 Y-X+1	融資 平均残高	市町村利子補給		利子補給の内訳		
														県補助		市町村費
			約定	繰上	計		X	～	Y			率	金額 A	率	金額 B	金額 C = A - B
								～								
								～								
								～								
								～								
								～								
								～								
								～								
								～								
								～								
								～								
								～								
								～								
	合計						-	-	-	-		-		-		0

※1 応当日型の資金（畜産系の資金等）の場合は約定償還日の翌日から（初年度は貸付実行日から）次回約定償還日までの期間とする。
※2 残高にはいずれも延滞金を除く。
※3 融資機関ごと、資金ごとに作成すること。

収 支 決 算 書

(1)収入の部

(単位:円)

区 分	本年度 予算額	本年度 決算額	比較増減	
			増	減
県費補助金				
市町村費				
計				

(2)支出の部

(単位:円)

区 分	本年度 予算額	本年度 決算額	比較増減	
			増	減
利 子 補 給 費				
計				

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付決定及び確定通知書

第 号
年 月 日

市町村長 様

熊本県知事

年 月 日付け〇〇第 号で申請のありました 年度熊本
県農業制度資金利子補給費補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定によ
り、下記のとおり交付することに決定し、同規則第14条の規定により、同額に確定しま
したので、同規則第6条及び第14条の規定により通知します。

記

交付決定及び確定額 金 円

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付請求書

年 月 日付け団支第 号で確定の通知があった 年度熊本県
農業制度資金利子補給費補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付
規則第 16 条及び熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項第 6 条の規定により請求
します。

記

請求額 金 円

[illegible]

年 月 日

住所

市町村長

熊本県知事 様